

議第 1 3 9 号

呉市港湾管理条例等の一部を改正する条例の制定について  
 呉市港湾管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市港湾管理条例等の一部を改正する条例  
 (呉市港湾管理条例の一部改正)

第 1 条 呉市港湾管理条例 (昭和 3 0 年呉市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用の許可)            第 6 条 略</p> <p>(使用料)            第 1 3 条 使用者は、別表第 2 に掲げる額の            使用料を納付しなければならない。</p> <p>附 則            1 ・ 2 略            (延滞金の割合の特例)            3 当分の間、第 2 2 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法 (昭和 3 2 年法律第 2 6 号) 第 9 3 条第 2 項の規定により告</u></p>	<p>(使用の許可)            第 6 条 略  <u>(プレジャーボートに係る目的外使用)</u>            第 6 条の 2 <u>プレジャーボート (広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例 (平成 1 0 年広島県条例第 1 号) 第 2 条第 1 号に規定するプレジャーボートをいう。以下同じ。)</u> の係留を目的とする使用者は、市長の許可を受けなければならない。            2 <u>前項の規定による使用は、市長が公示により指定する港湾の区域内に存する施設に限り許可することができる。</u></p> <p>(使用料)            第 1 3 条 使用者 <u>(次項に規定する者を除く。)</u> は、別表第 2 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。            2 <u>第 6 条の 2 に規定する使用者は、別表第 3 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>附 則            1 ・ 2 略            (延滞金の割合の特例)            3 当分の間、第 2 2 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合 (租税特別措置法 (昭和 3 2 年法律第 2 6 号) 第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割</u></p>

示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

4 第13条第2項の規定にかかわらず、別表第3の使用料は、令和5年3月31日までの間は、これを徴収しないものとする。

別表第3(第13条関係)

プレジャーボートの係留に係る施設使用料

区分	単位	金額
重要港湾	船舶等の長さ1メートルにつき月額	320円
地方港湾		300円

備考

- 1 船舶等の長さとは、次に掲げる長さの合計をいう。
  - (1) 係留するプレジャーボートの船舶の長さ
  - (2) プレジャーボートの係留の用に供する栈橋及び渡橋の長さ
  - (3) プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ
- 2 前項の船舶等の長さに1メートル未満の端数があるときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
- 3 使用期間が1月に満たないとき

<p>別表第3 (第16条の2関係)</p> <p>略</p>	<p>又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間を1月とみなして使用料を計算する。</p> <p>別表第4 (第16条の2関係)</p> <p>略</p>
---------------------------------	--

(呉市漁港管理条例の一部改正)

第2条 呉市漁港管理条例(平成12年呉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第5条 市長は、漁港の区域内の秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、漁港の区域内に停泊、<u>停留若しくはけい留</u>(以下「<u>停けい泊</u>」という。)をする船舶若しくはいかだ又は管理漁港施設に駐停車をする車両若しくは陸置きする船舶に対して移動を命じることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>けい留施設</u>における行為の制限)</p>	<p>第5条 市長は、漁港の区域内の秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、漁港の区域内に停泊、<u>停留若しくは係留</u>(以下「<u>停けい泊</u>」という。)をする船舶若しくはいかだ又は管理漁港施設に駐停車をする車両若しくは陸置きする船舶に対して移動を命じることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>係留施設</u>における行為の制限)</p>
<p>第9条 管理漁港施設である<u>けい留施設</u>においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 船舶の<u>けい留</u>に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件を<u>けい留</u>すること。</p> <p>(2) ～(4) 略</p> <p>(使用の許可等)</p>	<p>第9条 管理漁港施設である<u>係留施設</u>においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 船舶の<u>係留</u>に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件を<u>係留</u>すること。</p> <p>(2) ～(4) 略</p> <p>(使用の許可等)</p>
<p>第13条 次に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>第13条 次に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>プレジャーボート(広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成10年広島県条例第1号)第2条第1号に規定するプレジャーボートをいう。以下同じ。)</u>の係留を目的として<u>管理漁港施設を使用しようとする者</u></p>

(2) 略

2 略

3 第1項の規定による使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(漁船以外の船舶についての制限)

第14条 漁船以外の船舶を漁港の区域内に停けい泊し、又は管理漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第1項第1号の規定により市長が指定する施設を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停けい泊しようとする者は、市長が公示により指定する施設又は第3条第1項の維持運営計画において指示された施設を使用することとし、使用に当たっては、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(使用料等)

第17条 市長は、管理漁港施設を使用する者から別表第1に掲げる使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 使用料等は、前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(3) 略

2 略

3 第1項の規定による使用の期間は、1年(プレジャーボートの係留を目的とするものにあつては、5年)を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(漁船以外の船舶についての制限)

第14条 漁船以外の船舶(プレジャーボートを除く。)を漁港の区域内に停けい泊し、又は管理漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第1項第1号の規定により市長が指定する施設を使用しなければならない。

2 プレジャーボートを漁港の区域内に係留しようとする者は、市長が公示により指定する漁港の区域内に存する管理漁港施設を使用しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停けい泊しようとする者は、市長が公示により指定する施設又は第3条第1項の維持運営計画において指示された施設を使用することとし、使用に当たっては、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(使用料等)

第17条 市長は、管理漁港施設を使用する者(次項に規定する者を除く。)から別表第1に掲げる使用料又は占用料を徴収する。

2 市長は、第13条第1項第2号の規定によりプレジャーボートの係留を目的として管理漁港施設を使用する者から別表第2に掲げる使用料を徴収する。

3 使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)は、前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限

3・4 略

(土砂採取料等)

第18条 市長は、漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 略

付 則

1・2 略

りでない。

4・5 略

(土砂採取料等)

第18条 市長は、漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から別表第3に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 略

付 則

1・2 略

3 第17条第2項の規定にかかわらず、別表第2の使用料は、令和5年3月31日までの間は、これを徴収しないものとする。

別表第2（第17条関係）

区分	単位	使用料
プレジャーボートの係留に係る施設使用料	船舶等の長さ 1メートルにつき1月	300 円

備考

1 船舶等の長さとは、次に掲げる長さの合計をいう。

(1) 係留するプレジャーボートの船舶の長さ

(2) プレジャーボートの係留の用に供する栈橋及び渡橋の長さ

(3) プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ

2 前項の船舶等の長さに1メートル未満の端数があるときは、当該端数は、1メートルとして計算する。

3 使用料を算定する場合において、

<p>別表第2 (第18条関係)</p> <p>略</p>	<p>1円未満の端数を生じたときは、当該端数金額は、1円として計算する。</p> <p>4 使用期間が1月に満たないとき又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間を1月とみなして使用料を計算する。</p> <p>別表第3 (第18条関係)</p> <p>略</p>
-------------------------------	---

(呉市天応棧橋管理条例の一部改正)

第3条 呉市天応棧橋管理条例(平成12年呉市条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>1 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。</p>	<p>付 則</p> <p>1 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。</p>

## 付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中呉市港湾管理条例附則第3項の改正規定及び第3条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

## (提案理由)

広島県による放置艇解消のための基本方針の策定及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部改正等を踏まえ、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。